

大分県知事認定獣医師に関する認定要領

制 定 令和5年 5月31日 畜振第 561号
改 正 令和6年 1月16日 畜振第2214号

第1 目的

本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づき公表された、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）に規定する知事認定獣医師の認定等に関し、必要な事項を定める。

第2 認定対象者

認定の対象となる者は、県内の養豚農場等において豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種を実施することが可能な獣医師、又は防疫指針に基づき知事が認定する農場（以下「認定農場」という。）及び知事が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）へ適切なワクチン接種のための「豚熱ワクチン接種票」（防疫指針別記様式2）の交付が可能な獣医師とする。

第3 認定要件

知事認定獣医師として認定を受けようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

1 適時性

- (1) 定期的に農場を巡回する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。
- (2) 登録飼養衛生管理者に対し、「豚熱ワクチン接種票」（防疫指針別記様式2）を交付する場合にあっては、農場における接種頻度が適切なものとなるよう、3の対応を適時に行うことができると認められること。

2 適切性

- (1) 講習会への参加等により、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。
- (2) 登録飼養衛生管理者に対し、「豚熱ワクチン接種票」（防疫指針別記様式2）を交付する場合にあっては、農場における接種が適切なものとなるよう、3の対応を適切に行うことができると認められること。

3 登録飼養衛生管理者に対する指示・監督

- (1) 登録飼養衛生管理者にワクチン接種を指示する場合は、診察した上で、「豚熱ワクチン接種票」（防疫指針別記様式2）を交付するとともに、県にその写しを提出すること。
- (2) 「豚熱ワクチン接種票」に従い、登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を

実施していることを監督するとともに、指示に違反した場合は県に報告すること。

- 4 県の免疫付与状況確認検査により、感染を防御する抗体価が十分でないと判断された場合、県が実施する原因究明のための調査に協力のうえ、その指示に従いワクチンの追加接種を行うこと。
- 5 ワクチン接種に係る衛生管理を適切に実施すること。
- 6 「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守すること。
- 7 家畜保健衛生所と緊密に連絡をとり、その指示に従うこと。

第4 申請方法

知事認定獣医師として認定を受けようとする者は、以下のとおり知事に対して申請するものとする。

1 申請時の提出書類

認定を受けようとする者は、「知事認定獣医師認定申請書」（別記様式1）に必要な事項を記入のうえ、以下の添付書類を添えて申請するものとする。

なお、書類の提出先は、県内の診療施設等に勤務する獣医師は、診療施設を管轄する家畜保健衛生所、県外の診療施設等に勤務する獣医師は、ワクチン接種契約を締結する農場を管轄する家畜保健衛生所とする。ただし、県外の診療施設等に勤務する獣医師においては、ワクチン接種契約を締結する農場を管轄する家畜保健衛生所が複数ある場合、いずれか1つの家畜保健衛生所に提出することができることとする。

<添付書類>

- ・獣医師免許証の写し
- ・「知事認定獣医師認定申請に係る誓約書」（別記様式2-1）
- ・「暴力団員等でない旨の誓約書」（別記様式2-2）
- ・ワクチン接種契約農場ごとの「豚熱ワクチン年間接種計画書」（別記様式3）

2 申請事項の変更

知事認定獣医師が、認定を受けた申請内容に変更が生じた場合は、1を提出した家畜保健衛生所を通じて「知事認定獣医師申請事項変更届」（別記様式4）を速やかに知事に届け出ることとする。

また、必要に応じて変更内容が分かる書類を添付するものとする。

第5 認定審査

- 1 知事は、第4の1により申請書を受理した場合は、第3の認定要件に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。
- 2 審査の結果、適正と認める申請者に対しての通知は、第6の1による認定証の交付により行うものとする。なお、審査の結果、認定しない場合は、知事はその

旨を申請者に対して通知する。

第6 認定証の交付

- 1 知事は、第5の認定審査において知事認定獣医師の認定を受けた者に対し、「知事認定獣医師認定証」（別記様式5）を交付する。
- 2 知事認定獣医師は、第7の認定期間の終了後に継続申請しない場合、又は第8の認定の取消、若しくは第9の認定の辞退をする場合、認定証を第4の1で申請書を提出した家畜保健衛生所を通じて知事に返却するものとする。

第7 認定期間

- 1 知事認定獣医師の認定期間は、認定を受けた年の年度末までとする。
- 2 認定期間終了後も継続して知事認定獣医師の認定を受けようとする者は、知事が指定する期日までに「知事認定獣医師認定申請書」（別記様式1）を、第4の1に準じて申請するものとする。ただし、以下の書類については添付を省略できるものとする。
 - ・ 獣医師免許証の写し（ただし、前回提出したものから変更の無い場合に限る）

第8 認定の取消

知事認定獣医師が次の各号のいずれかに該当する場合、知事は認定を取り消すことができるものとする。

- 1 第3の認定要件を満たさなくなったとき
- 2 ワクチンの他者への譲渡あるいは販売等の受渡しを行ったとき、又は接種計画書に記載された農場以外でワクチンを使用したとき
- 3 その他、「大分県豚熱ワクチン使用許可申請等事務処理要領」に基づくワクチンの使用実績の報告がされない等、知事認定獣医師に相応しくないと知事が判断する事由が発生したとき

第9 認定の辞退

知事認定獣医師が、その認定を辞退しようとするときは、「知事認定獣医師辞退届」（別記様式6）を第4の1で申請書を提出した家畜保健衛生所を通じて知事に届け出るものとする。

第10 認定獣医師の責務

知事認定獣医師は、養豚農場等を訪問した際、農場内の飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックし、問題点等を確認した場合には、農場主に対してその旨を指摘し、改善点等の助言を行うものとする。